

議案第 85 号

かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間の変更について

かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間（平成 20 年 12 月 12 日議決）を次のとおり変更する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

現行の指定期間「平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで」を「平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（平成20年11月25日提出・平成20年12月12日議決）

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	名 称 かわさき新産業創造センター 所在地 川崎市幸区新川崎7番7号
指定管理者となる団体	住 所 川崎市幸区堀川町66番地20 名 称 財団法人川崎市産業振興財団 代表者 理事長 曾禰 純一郎
現行の指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

- 2 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成21年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成24年3月31日まで」に変更する。

- 3 変更理由

かわさき新産業創造センターの施設拡張に係る管理運営内容の変更に伴い、現行のかわさき新産業創造センターと拡張する施設を含めた一体的な管理運営を行う指定管理者の新たな選定が必要となることから、現行の指定管理者の指定期間を5年間から3年間へ変更を行うものである。